

第 15 回太田市景観審議会会議録

開催日時	平成29年5月18日(木) 午前10時から午前11時30分
開催場所	太田市役所 10階 10A会議室
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> ・増山正明会長 ・渡邊美樹会長職務代理者 ・柳澤美樹委員 ・若林宏宗委員 ・松浪康行委員 ・赤間美代子委員 ・山田篤志委員 ・丸橋康美委員 ・中村 充委員 ・間々田尚広委員 ・岡田俊夫委員 ・西村 豊委員
事務局	(都市政策部) 太田部長、赤坂副部長 (都市計画課) 八木田係長、小林係長代理、手塚主事
事務局 (手塚主事)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、第15回太田市景観審議会にご出席くださいまして、ありがとうございます。</p> <p>まず今回の審議会から、太田商工会議所からの推薦委員が変更になりましたのでご紹介いたします。議席番号7番、赤間美代子委員です。太田商工会議所では女性会の会長をなさっておられます。どうぞよろしくお願い申し上げます。赤間委員の部会の所属につきましては前任者からの引き続きということですので、届出等審査部会をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、開会に先立ちまして、都市政策部太田部長よりご挨拶申し上げます。</p>
事務局 (太田部長)	<p>お世話になります。</p> <p>ご紹介いただきました都市政策部長の太田でございます。</p> <p>第15回景観審議会の開催にあたりましてひとことご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、大変にお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より本市景観行政に対しまして、特別のご指導ご協力をいただき誠にありがとうございます、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。</p> <p>本市におきましては、太田駅北口に美術館図書館が完成をしております。また、南口では東街区の再開発事業。また、西街区におきましても建設中ではありますが、太田駅周辺の整備が進んでいるところであります。また、パーキングエリア、北関東自動車道や、スマートインターチェンジの整備が予定されております。さらに産業団地の造成など、都市の表情が大きく変わっていく状況であります。</p> <p>都市の表情が大きく変わっていくということは、都市の景観が変わっていくということであり、コントロールする方法は例えば景観条例や屋外広告物条例の適切な運用、更には太田市景観賞や景観講演会などによる普及啓発といった取組が、ますます重要となっていくと考えられているところであります。</p> <p>今年が太田市が景観行政団体になってから丸10年を迎え、節目の年でもあります。現在の景観行政をさらに一歩進めるような政策の転換も必要ではないかと考えております。今後とも委員の皆さまを初め市民や事業者のご協力をいただきながら、太田市のまちづくり、景観づくりを進めてまいりたいと考えていますので、引き続き、ご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。</p>

事務局 (手塚主事)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本年度の事務局体制につきまして、改めて紹介をさせていただきます。</p> <p>都市政策部 都市建設担当副部長で都市計画課長事務を担当いたします赤坂副部長です。</p> <p>都市計画課 都市景観係 八木田係長です。</p> <p>同じく都市景観係 小林係長代理です。</p> <p>申し遅れましたが、本日の進行を務めます、都市景観係手塚です。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (手塚主事)	<p>(1 開会)</p> <p>只今より、第15回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は14名の委員のうち12名の方がご出席いただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p>
事務局 (手塚主事)	<p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで、太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>増山会長、よろしくお願いいたします。</p>
増山会長	<p>(挨拶)</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご都合をつけていただきありがとうございます。</p> <p>第15回太田市景観審議会の冒頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>昨年10月に審議会委員の改選がありましたが、委員の皆さまにおかれましては、景観賞の審査、表彰式・講演会・届出等審査部会での審議など大変お世話になりました。</p> <p>また、今回から新しい委員として、赤間美代子委員に加わって頂きました。ぜひ積極的なご発言をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会では、審議事項が一つと報告事項が二つあります。</p> <p>審議事項は、今年度の景観賞について、ご審議いただきます。</p> <p>報告事項は、景観関連事業の平成28年度実績と平成29年度の計画についてです。皆さんの積極的かつ建設的なご意見をお願いいたしますとともに、議事のスムーズな運営につきましてもご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (手塚主事)	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>増山会長よろしくお願いいたします。</p>
増山議長	<p>それでは、ご指名をいただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で進行したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
増山議長	<p>(3 会期の決定)</p> <p>日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。</p>

	<p>本会議の会期は、本日一日と致したいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>(4 会議録署名委員の指名)</p> <p>次に日程第4、会議録署名委員2名をご指名申し上げます。 議席番号 7番 赤間美代子 委員 議席番号 10番 丸橋 康美 委員 をご指名申し上げます。よろしく願いいたします。 本日は傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。 (傍聴人なし)</p>
増山議長	<p>(5 議 事)</p> <p>次に日程第5、議事に入りたいと思っております。 議案第1号 第7回太田市景観賞について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (八木田係長)	<p>事務局の八木田です。本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>議案第1号についてご説明いたします。 議案書の2ページをご覧ください。 「第7回太田市景観賞について」ということで、事務日程の案を一覧表にしたものでございます。</p> <p>本日5月18日に景観賞に関するご審議をいただき、その後、市役所内での報告等の後、8月1日号の広報おたや、ホームページへの掲載、また行政センターへポスター掲示、新聞記者への情報提供を行い、8月1日から9月29日まで、案件を募集してまいりたいと考えております。応募がありましたら随時、事務局で案件の補足調査、現地確認を行い、実際の審査は10月下旬を予定しております。</p> <p>なお、審査会の前、10月上旬に、表彰等評価部会を開催し、審査方法や、表彰対象者の決め方、例えば、建築物が表彰対象となった時に、所有者・設計者・施工業者のどこまでを表彰するのかなど、ご決定いただけます。</p> <p>審査会当日は審査方法を再確認したうえで、現場確認に臨んでいただき、評価点数の集計、意見調整を踏まえて、即日表彰案件を決定したいと考えています。こちらに関しては表彰等評価部会員さんへお願いするのですが、現地審査へは部会員以外にも参加していただきまして、アドバイザー的に意見をいただき審査の参考にさせていただきます。あくまでも採点につきましては表彰等評価部会の皆さんにお願いいたします。</p> <p>結果を、庁内手続きなどを経て、昨年度は1月26日に表彰式を行いました。今年度も1月下旬の表彰式とそれに合わせまして景観講演会を予定しております。詳しい日時、会場はまだ決まっておりますが、審査、表彰の日程は、この日程でお願いしたいと思っております。</p> <p>続きまして募集要項ですが、議案書では3ページと4ページになります。3ページをご覧ください。</p> <p>基本的な内容が昨年度のものとは変更はありません。 目的、表彰の範囲、応募資格、応募方法、4ページにいきまして、</p>

	<p>提出方法、応募期間などは記載のとおりです。</p> <p>審査結果を受けまして、11月中に受賞者への通知や各媒体へ公表いたします。</p> <p>9番の表彰は、大賞は原則1点、その他の賞は若干数としますが、賞に値しないものであれば、受賞なしもやむを得ないものとします。こちらでも現地調査前の表彰等評価部会で確認をさせていただければと思います。</p> <p>また、5ページの太田市景観賞応募推薦用紙(案)につきましても、昨年度とほぼ同じ書式に昨年度のご議論の内容を反映させた形となっております。</p> <p>以上、第1号議案の説明になります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
増山議長	<p>只今、第7回太田市景観賞についての説明がありました。これらにつきまして、ご意見がありましたらお願いします。</p>
山田委員	<p>二つありますが、まず2ページの募集の時期ですが、8月1日から9月29日ですが、8月という去年も16、7件応募があったと思われそうですが、その中でお花畑とかの写真を撮るとなると、8月だと場合によっては遅い時があるのではないかとこの心配があります。今この時点でそれを変えるとなると非常に難しいと思うので、次回以降これについて早めの募集をかけないのかなということが一つ。</p> <p>4ページの表彰についてですが去年も審査の時にいろいろ意見が出ていたと思うのですが、大賞原則一点、賞が若干ということですが。去年はたまたま八十何歳のおじさんが行って、娘さんが応募された、新聞にも何回も載っていた新田町の方だったと思いますが、ああいったものについては審査員特別賞なり会長賞のような審査員の1/2か2/3以上の賛成と言った意見があった場合はそういったものも出せるといった形らどうか。</p>
増山議長	<p>まず一点は時期について若干早めることは可能かどうか。事務局の考えはどうでしょうか。</p>
事務局 (八木田係長)	<p>いろいろな審議会資料を見させていただきましたが、話題に上る議題ですが。早めたとしても一年中になってしまう。審査についてはその回数行くのかということ、あまり現実的ではないかという結論にいつも落ち着いている。写真とか文章とか応募された方の熱意は事務局でよく聞き取って、実際現地調査で当日行っていただいて想像していただいて判断するしかない。また、この場でご議論していただいて、他にありようでしたら変更することも可能ですのでよろしくお願いいたします。</p>
増山議長	<p>数年にわたって取り組んでいることがだいたい多いでしょうから、これまでの数年の中で写真等についてはストックがあるでしょう。</p>
岡田委員	<p>今おっしゃったように写真で残しておくと言った方法をとるしかないと思われる。あまり早くしてしまうといろいろ問題があるので、今年もやむを得ないと思われる。</p>
増山議長	<p>2か月近くありますから、募集期間としては長いほうではないか。</p> <p>二つ目の話は考える余地がある話かもしれません。これは表彰部会でも話し合っただけであればと思いますが、ここでご意見がいくつかあればお伺いいたしますがぜひご議論をお願いいたします。審査員の特別賞的なものについてはいかがでしょうか。</p>
中村委員	<p>前回に奨励賞というものをつくりましたが、そういったものをつくることはできるのではないのでしょうか。</p>

山田委員	名目はいずれにしても、去年の八十何歳のかたには何かしら賞が渡せたら、励みになるのではないか。去年も委員の中からも意見が出ていましたので、話をさせていただきました。賞の名前がこういう名前ではなくては駄目だということはない。特別に与えられることがうたってあればいいかなど、審査の時も話が出ていたので一文加えてもらえば臨機応変に対応できるのかと、必ずそういった賞を出さなくてはならないというわけではない。
増山議長	あとは表彰部会で審査を最終的に決定するとき、大賞と賞があるわけですが、賞の若干数の中で運用できないわけではない。
事務局 (八木田係長)	数を決めてから表彰ではなくて、表彰に値するものを表彰していただいて、大賞や賞以外にも考えてもいいのではないかと。
増山議長	表彰部会の委員の中で賞の若干の運用できないわけではない。毎年出るとは限らないので、あまり形をつくらなくてもいいのではないかと。
間々田委員	何回かの会議の中で話がありまして、厳密に議論があるのは大賞でないでしょうか。それ以外の入賞とかは柔軟に考えて、入賞や奨励賞などどうしようかと運営されているように思われます。このままでも運用上は特に支障はないように感じます。
増山議長	それ以上のことについては表彰部会で決めていただくのがよろしいかと思えます。他にこれについて何かありますでしょうか。
丸橋委員	話が戻って申し訳ないが、募集期間についてですが、募集の際に今年一年だけではない来年もありますと言ったこと。募集期間はどこで設定されても同じような結果になってしまうので、募集要項でもうたっているように長年その状態を保っているのが必要なので、例えば今年は花が咲いた期間を逃してしまったということでも、来年は応募できると意味合いのことを周知することを、募集期間とは別に周知できたらどうか。その時に準備されて募集期間に市から連絡があった時に応募するということができればいいのかと考えております。
増山議長	この事業が継続的に行われている事業で毎年チャンスがありますということがしっかりと伝わってもらいたいという意味ですね。その辺が伝わりやすいように工夫をしてもらいたいといったことでよろしくお願ひしたい。 他にはいかががでしょうか。
松浪委員	申し込みの件数というのはだんだん増えているのでしょうか。
事務局 (八木田係長)	最初が一番多かったのでしょうか。一時期少なくなりましたが、また、一昨年くらいから増え始めた。区長会に回覧でお願いするとかそういうことも増やしましたので、少しずつ増えていっているという状況です。
増山議長	最初の年はどこでも多く応募があるがその後少し停滞気味になって、社会的な変動によって少し増えたりするかもしれません。
間々田委員	区長会での市民へのピーアールが一番効果があるように思います。区長会とかでチラシなどを配っていただくと増えると思います。
山田委員	先ほど太田部長からお話をされていましたが、景観行政団体になって10年の節目を迎えたというお話がありましたので、今年の賞については市長特別賞とかもいいのかなと、10年度の節目として市民にもっと周知していくのはどうなのかなと。他にもいろいろ意見はあるかと思ひます。この景観賞ももっと普及していった方がいいのかなと。都市景観としてのものが段々と失われつつあるのかなと。一つは

	<p>重点的な景観づくりですか、この中にもいろいろ出ていますが、こういうものについても見直していく機運を高めていくにも周知していく一つの方法だと思われます。</p>
増山議長	<p>太田部長がおっしゃった10年目というのは必ずしも賞だけの問題ではなく景観のさまざまな総合的に10年目の節目にふさわしいスタートを切るとか、例えば重点地区のことについて本腰を入れていくとかを含めて一つの要素の部分として景観等の表彰というのも応募作品にもよるでしょうけど意識することもあるでしょうけど、ある程度重点地区の指定に向けてスタートの時期にしたいのを含めて景観賞とか表彰式とかありますが、それを含めて総合的な話として10年目をどうするかということがあるのだろうと、その辺は今おっしゃったことを参考にしてそれにふさわしい年にできればと思います。</p> <p>事務局の方で何かありますか。</p>
太田部長	<p>市長特別賞というお話がありましたが、非常にいいことかと思いますが今現在大賞という形で市長が題しているのですが、その辺についてはまた、市長へ話をしていきたいと思います。現行の運用の中で対応はできるのかなと思います。</p> <p>もう一つは増山会長がおっしゃったようなことですが、例えば南口や北口の開発整備が進んでいるわけですが、やはり屋外広告物などもある程度整えるといった、先ほど先生は重点地区とおっしゃいましたが、新たな手法を使って地区を限定したりして景観型の形成の重点地区といった方向性ができればいいかなと個人的には考えて挨拶の中では話をさせていただきましたが、こういった審議会の場でもご議論していただければいいかなと考えております。</p>
中村委員	<p>市長特別賞という名前だと市長も審査に加わっていただいて、市長が選ぶのが大切になってくると思うのですが。</p>
増山議長	<p>なんとも言えないですね。枠組みだけ決めてもものがもう一つだったよねということだと寂しい感じになってしまうので頭に置きながらいきましょう。</p>
間々田委員	<p>市長特別賞というのがどういうイメージか考えたのですが、単年度でやって今年の審査の中から選ぶというのではなくて、10年やった大賞の中から選ぶという考え方もある。</p>
山田委員	<p>10年なり7回なりの中から選ぶとなると大賞だけが対象になってしまう。そうではなく、要綱にもうたってありますが、長年にわたって景観を維持しているのであれば、大賞ではない人も含めての話になる。ある意味応募されてくれた方全員かなと。広く考えてもらっていいのかと。大賞をもらった方だけではなく引き続きおこなっている方を対照にしていくと励みになるのではないかと。大賞になった方は頂点のかたですから、大賞にはならなかった方が続けている方がうかばれるほうが好ましいかなと思います。</p>
増山議長	<p>その辺はここで結論がでる話ではないと思います。問題提起としてここでは意見を伺って表彰部会の方で具体的審議していただければと思います。渡邊委員は何かございますか。</p>
渡邊職務代理者	<p>市長特別賞で今まで応募された方で対象が広がっていくと応募要綱自体を変えなければいけないのと、審査は市長特別賞の審査と今年の審査と倍の日程が必要になってしまうので、10周年の節目だから市長特別賞を選ぶのではなく、景観賞としては例えば10周年記念講演とか今後の展望やこれまでのことを講演してくださる方を推薦してやったらどうか。景観賞の審査で今から8月の募集にかけてそれを</p>

	検討するのは時間的に無理があるかと思います。景観賞の10回目とか20回目に向けてこういったことを検討していくことはいいのかもしれませんが。いままでやってきた6回の経験からすると落ち着くのかと思います。
増山議長	今のおっしゃった考え方もありますね。10年目でこれまでの景観賞を振り返るといった形で、これまでの受賞作を中心にしてシンポジウムなどの考え方もありますね。その中でこれは非常に良好な景観を維持しているところがあれば、しっかり評価して受け止めるといったやり方もありますね。
渡邊職務代理者	予定で7月6日に庁議報告となっております、この時に予定が確定されるわけですね。講演会の内容などはまだですね。
事務局 (八木田係長)	講演会の内容についてはまだです。景観賞を開催しますというだけです。
渡邊職務代理者	すぐにチラシを作製して広報はできると思われます。応募は8月1日から9月29日ということで広報はこの時点でできると思うんですね。その期間の中で書類の準備をしていただければいいと思います。
赤坂副部長	庁議の時の話が出ましたが、こんな形で今年は募集期間を設けてやりますと告知をしなくてはならないです。ですから、時間的な制約があります。長いスパンの中で見ると表彰式もだいたいこの辺でやりますというのをそこでお知らせしていきます。そうするとこういう機運が盛り上がりそうという人たちも顕彰していきたいとなれば表彰式の時にその人たちの何ができるかというのは考える余地があるという感じがします。今回の募集要綱に盛り込むことは難しいですが、大賞、賞というのがありますので表彰部会の運用の中で考えることはできるでしょうし、また改めて表彰の段階で目には見えないけれども頑張っている人たちがいるので救う方法はないかねというのは議論する余地はこの段階ではあるかなと感じはします。
赤間委員	これは受賞された方は何かに張り出されていますね。
事務局 (八木田係長)	表彰式を1月に行います。それから審査したものをホームページに公開しております。
赤間委員	初めてで知らなかったもので、どなたかおっしゃっていましたが、賞を取られた方は表彰されておりますから、それに漏れた方の中から市民の投票によって一番多かった人に表彰をしてみたらどうかと、お聞きして思いました。
岡田委員	それについては要綱に若干数とありますので、大賞以外にもあるのでこれで検討すればいいのではないかと。改めてつくらなくてもいいのでは。この文面でいいのではと思います。
渡邊職務代理者	審査の対象となるのがそもそも今年度応募されたものですので、さかのぼるとなるとその方々に応募されますかと、聞かないとわからない問題とか、投票になりますと我々は現地審査でやっておりますので、写真を貼りだしたところで、その内容っていうのはよくわからない、その辺の審査対照に対する与えられる情報が少なすぎるのがありますので、均等にこれとこれとこれと選ぶということは難しいのではないかと。食べ物でも味見できればいいのですが。景観は二次的な情報では評価が難しいところがあります。
増山議長	大きく審査の中身やスケジュールをこれから変更するのは、なかなか難しい部分もあるので、今回10年目ということで、今いくつか色々な視点からのご意見やご提案をいただいたから、運用の中で反映でき

	<p>る部分を表彰部会の中で議論していただき、必要であれば審議会の方でも議論も可能ですから、今年についてはそのような形で決めていただいで、よろしいでしょうか。</p>
渡邊職務代理人	<p>今年度は現行の要項で実施することによろしいですか。</p>
増山議長	<p>そうですね。運用の中で可能な形でやってもらえますよね。</p>
事務局 (八木田係長)	<p>はい。承知しました。</p>
増山議長	<p>他にはいかがでしょうか。 他にご意見もないようですので、お諮りいたします。 議案第1号 第7回太田市景観賞について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
増山議長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり決定されました。</p>
増山議長	<p>次に、報告第1号 平成28年度景観関連事業実施報告について、事務局より説明をいたさせます。</p>
議案説明 (八木田係長)	<p>それでは、報告第1号「平成28年度景観関連事業実施報告について」ご説明いたします。議案書は6ページから8ページになります。6ページをご覧ください。 「景観に関する取り組み」と「屋外広告物に関する取り組み」に分けてあります。 まず、「景観に関する取り組み」です。景観法の届出対象行為として、周囲の景観に影響を与える大規模な行為について、事前に行為内容の届出を受け、景観形成基準との適合を審査しております。届出対象となるのは、建築物が1000㎡または高さ15mを超える物、工作物は高さ15mを超えるか、高さ2mかつ長さ50mを超える物、その他1000㎡を超える開発行為などで、132件の景観法に定める届出を受理いたしました。 行為の内訳は、建築物は24件、工作物が10件。この2つについては、壁面や屋根の色彩が基準に適合するよう指導しています。開発行為が63件。土地区画形質の変更が42件です。それぞれ、行為の目的は表に記載のとおりです。この中には太田市が行った建築行為など通知3件を含んでいます。 次に、第7回お気に入りの景観発表会ですが、例年、年度初めに開催しており、本年度もすでに終了しましたが、「このとき、ここから、この景色」と題し、市内の景観を紹介していただいたものを展示しました。昨年度は、19人から写真41点と書面1点のご応募をいただき、市役所1階とエアリスのホールで展示しました。 続いて「ぐんま景観まちづくり展」ですが、こちらは、群馬県が主催して、7月1日に群馬会館において、「ぐんま“まちづくり”ビジョンシンポジウム」と同日開催されました。太田市からは、太田市美術館・図書館の模型や写真、南口再開発のイメージ図を展示し、観光案内を配布しました。</p>

次に、関東地方都市美協議会ですが、11月8日から9日にかけて、シンポジウムとパネルディスカッション、視察研修を実施しました。関東地区の15自治体52人の参加をいただきました。

7ページに移りまして、5番、第6回太田市景観賞の表彰式と講演会ですが、1月26日に南庁舎で開催しました。受賞者、講演会につきましては、ここに記載のとおりです。

次に、28年度の景観審議会ですが、5月25日に第13回景観審議会を開催し、景観賞開催についてご審議いただきました。

6番の景観審議会の開催にあります通り、10月3日の表彰等評価部会において審査方法についてご協議いただき、24日に審査会として現地視察を実施し、受賞者を決定していただきました。また、8月と1月には届出等審査部会を開催し、屋外広告物条例の勧告に従わない者の氏名等の公表や禁止地域の指定についてご審議いただきました。

続きまして、屋外広告物に関する取り組みです。平成23年1月1日から、県から屋外広告物の許可等の事務が委譲となり、取り組みを始めましたが、昨年度の許可件数は488件、手数料収入が7,952,120円でした。また、公共等が表示・掲出する広告物の届出が8件あり、ポスターや立看板等の短期の届出が77件ありました。

8ページにいきまして、26年度から始めました屋外広告物の現地確認・完了検査を、引き続き、月1回を目安に実施し、申請書類・許可条件と相違がないかを確認し、申請書どおりに施工されていない者については、改めて是正指導をおこなっています。

屋外広告物に関しましては、景観ボランティアの皆さんや関係団体にご協力いただき、違反簡易広告物、はり紙や、はり札、立看板の除却をしました。屋外広告物適正化旬間やニューイヤー駅伝前の一斉除却などの強化期間を含め通年で実施しています。

景観ボランティアは、3月末現在で講習受講者が207名になりました。個人登録のほか、活動団体として、青少年育成推進連絡協議会（青少推）とNPO法人新田環境みらいの会の2団体にご協力いただいております。

5番の屋外広告物条例等の一部改正は、先ほどの景観審議会でご検討いただいた禁止地域の指定と勧告に従わない者の氏名等の公表を行いました。

その他、個別の案件として、更新手続きを行わない申請者への是正指導や現地確認時に発見した屋外広告物の是正指導、市内の風致地区における建築等の規制にかかる許可申請を行っております。

以上、平成28年度景観関連事業実施報告でございます。よろしく

	お願いします。
増山議長	只今、事務局より報告第1号 平成28年度景観関連事業実施報告についての説明がありました。 只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。
渡邊職務代理者	届出等審査部会で審査された、勧告に従わない者の氏名等の公表は、こういった形で公表されているのか、何団体くらいいるのかと、今後勧告に従わない次の段階はどうなっているのかを教えてください。
事務局 (八木田係長)	勧告に従わなかった者への氏名等の公表は、今年の4月1日から施行の条例なので、今のところ該当はありません。 その後の話としては、警察に告発するなどの話になってまいります。広告業者の場合は、群馬県に報告して業登録を廃止して業務停止ということもあり得ます。ただ、そこまで行ったという話は今のところ県内も含めてございません。
渡邊職務代理者	勧告自体が4月からなのですか。それとも今までも勧告はあったのですか。
事務局 (八木田係長)	勧告自体はありましたが、氏名公表の対象となる勧告は、4月1日以降のものに限るということになります。そして4月1日以降は、まだ期間もそれほどありませんし、勧告を行っていませんので、現在氏名公表はないということになっています。
渡邊職務代理者	わかりました。
増山議長	よろしいですか。そういうルールや仕組みがかなり厳しく出来つつあるということですかね。 他にいかがでしょうか。
増山議長	現地確認などでの野立て看板等の確認というのは、毎年、主要幹線道路などの路線を決めてやっているんですか。
事務局 (八木田係長)	ルートを決めて、許可申請していない物を指導するというのは以前にやっけてまして、野立て看板については一通り済んでいます。次の段階として、許可申請して建てた看板なのに、許可の条件に合わないような形で建てたてられていた看板がいくらか見受けられたので、許可の条件どおりに建ててあるかどうかを確認している段階です。それに合わせて、許可申請していない看板なども調査し、指導しています。
増山議長	開発行為の1000㎡超えると届出というのは、意外に1000㎡って太田市の小さいから結構毎年多いですよ。
事務局 (八木田係長)	開発行為は多いですね。建築面積で1000㎡を対象としていますので、開発行為で1000㎡は、敷地面積で1000㎡ということですので、少しきついのかなという話は景観計画策定委員会の時もありました。
増山議長	そうでしたね。それが100件となっているのは多いかもしれませんね。
事務局 (八木田係長)	そうですね。一応その時は、その時適用となっていた、群馬県の景観条例が1000㎡だったので倣っておいた経緯があります。
増山議長	他にはいかがでしょうか。 他にご意見もないようですので、お諮りいたします。 報告第1号 平成28年度景観関連事業実施報告について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)

増山議長	「異議なし」と認めます。よって、報告第1号については、原案のとおり承認されました。
増山議長	次に、報告第2号 平成29年度景観関連事業計画について、事務局より説明をいたさせます。
議案説明 (八木田係長)	<p>議案書の9ページをお開きください。</p> <p>説明の前に資料の訂正をお願いします。3の、おきに入りの景観発表会の期間の下の行、5月9日が金曜日となっていますが、火曜日の誤りですので訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、報告第2号 「平成29年度景観関連事業計画について」ご説明いたします。</p> <p>1の景観法届出対象行為の届出受理に関しては、引き続き届出に係る相談・指導を行ってまいります。 農地転用や開発許可申請の事前照合時に、届出対象となる大規模な行為に関して、早期の周知・指導を行います。</p> <p>2番の第7回太田市景観賞・景観講演会は、先ほどの議案のとおり、1月下旬に表彰式を行う予定で進めてまいります。</p> <p>3番、第8回お気に入りの景観発表会は、今年度はすでに開催を終えましたが、25名の方から71件のご応募があり、4月17日から28日まで市役所1階で、5月9日から14日までエアリスのロビーで展示いたしました。</p> <p>4の屋外広告物許可申請等・是正指導ですが、許可申請事務に係る現地調査を行い、違反物件の早期発見・是正に努めます。なかなか許可が必要なことを知らない事業者も依然として多いですし、広告物業者でありながら許可申請しないですとか、クライアントに許可が必要なことを説明しない業者もいますので、何とか早期対応してまいりたいと考えております。</p> <p>5番の複合型商業施設等の自家広告物の総表示面積の検討は、既に届出等審査部会では取り上げさせていただいたのですが、例を挙げればイオンモールやベシアモールなどの商業施設は店舗の延べ床面積に応じて、屋外広告物を掲出できる面積が決まっています。現行の基準ですと15,000㎡以上の延べ床面積の施設には600㎡までの屋外広告物しか掲出できませんが、市内には下にある通り、15,000㎡を大幅に超える商業施設で600㎡を超える屋外広告物を掲出しているところがあります。</p> <p>これは群馬県が許可基準を満たすように複合施設を2つに分けるなど変な工夫をして許可していたものやそもそも許可申請すらさせていなかったのもので、太田市としてはそんな変な工夫をせずに、正々堂々と基準を作って、適正な許可や是正指導を可能にしていきたいということです。</p> <p>6の景観形成重点地区の指定検討に関しては、別紙をご覧ください</p>

	<p>い。</p> <p>太田市景観計画の第4章「重点的な景観づくり」の中に「景観形成重点地区の指定」という項目があります。</p> <p>景観形成重点地区とは特に良好な景観づくりを図る必要がある地区や特に景観を保全していかなければならない地区を指定し、地区の特性を生かした重点的な景観づくりするために、届出制度やガイドラインに基づいた、きめ細やかな建築物などの規制・誘導をしていこうとするものです。</p> <p>具体的な候補地は、42ページをご覧ください。</p> <p>1番の金山周辺から8番の丸山宿・北部運動公園周辺の8つが「指定検討候補地」としてざっくりと選定されており、43ページからは各候補地の現況と課題と景観づくりの方向性のイメージが掲載されています。</p> <p>景観の悪化が今後見込まれるところやこれ以上の悪化を抑えたいような地区には悪化を防ぐための早急な指定が必要かもしれませんし、逆に昔ながらの町並みを地区住民で形成しているようなところは住民の合意がなければ指定もできません。逆に指定しない方が良いという結論になって、「指定検討候補地から外す」という結論になるかもしれません。</p> <p>いずれにしても、指定に向けて進めていけば、審議会でのご検討をいただくこととなりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>その他、景観ボランティアを随時募集するほか、適正化旬間などの集中パトロール、ぐんま景観展への参加、風致地区内における建築等の規制事務などを行っていきます。</p> <p>29年度事業計画につきましては、以上になります。</p>
増山議長	<p>只今、事務局より報告第2号 平成29年度景観関連事業計画についての説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
岡田委員	<p>7番のその他の中で②、屋外広告物適正化旬間の集中活動というのは、何時ですか。</p>
事務局 (八木田係長)	<p>これは、毎年9月1日から10日で、国で定めているものです。</p>
丸橋委員	<p>3番のお気に入りの景観発表会は、すでに終わっているということですが、タイミング的にこれでは何も発言できないので、今後は来年度のものをごここに入れてもいいのかなと思いましたが、年度に縛られずに、今後の事業ということで、やって頂ければよろしいかなと思います。</p>
増山議長	<p>お気に入りの景観発表会は毎年個々の予定で入っているけれど、来年度(30年度)が分かっている範囲で説明してもらえればと思うけれど、来年度の予定というのはまだわからないですか。</p>
事務局 (八木田係長)	<p>基本的には、期間や会場に関しても同じような形で進めていきたいと考えていますが、この審議会の中で変えた方が良いところやアイデア等ございましたら、ぜひご意見いただければと思いますのでよろしくお願いします。</p>
増山議長	<p>そうですね。これについては30年度の開催に向けてご意見等あればいただければと思います。</p>

丸橋委員	重点的な景観づくりという中で、高山神社が焼失してから今もほとんど変わらない状態になっていますが、この審議会でも景観という意味から働きかけはないかできないかと感じています。
増山議長	景観重点地区の検討について、5番(総表示面積の検討)と6番(景観重点地区)が今年度から新しく議論していかなくてはならないところだと思うのですが、これは物としての重要というのもあるし、地域の熟度というか地域の皆さんの盛り上りというのもあると思うので、今どういう状況だという資料と一緒にあると議論しやすいと思うのですけどね。
西村委員	2番のお気に入りの景観発表会の時に、景観賞を取った団体の紹介などをしてもらいたいかなと思います。
事務局 (八木田係長)	今年は展示させていただきました。昨年度の審議会でも景観賞のPRというのは課題となっていましたので、早速アイデアをお借りして紹介させていただきました。
西村委員	6番の⑥に湧水地が入っていて「矢太神以外はコンクリートで整備してあり」とか書いてあるのですが、これはもともと水を使う意味での湧水地ですね。コンクリートなども保全するために必要な措置ですよ。だからこれは全部元の状態に戻せばいいのではなくて、使いやすさや安全面に考慮するなどの記載も必要かと思います。
増山議長	そうですね。その辺も是非今後の検討の資料に加えていただければと思います。
西村委員	同じ行政がやるのであっても、景観に配慮しないでやっているようなものもあるのですよ。なんでもいいから工事するようなのが。例えば矢太神水源には大きな看板を建てたのですが、景観的には変な人工物が多くなるのもいかなものかなと思います。
山田委員	6番の指定検討というのは、審議会で行うということなのですか。
事務局 (八木田係長)	こちらは指定を目指して、各地区で取り組んでいくということですので、住民の方とか地権者の方とかに市として投げかけていくことを、まずは今回、審議会です承して頂いて、その先に進んでおきたいと考えているところです。
増山議長	そうです。これは大変な作業が必要だと思います。時間がかかります。
事務局 (赤坂副部長)	今回は告知です。こんな形の事を今後やっていきたいのですがいかがでしょうか、ということです。個々の8つを全部やるよ、というのではなくて、こういうことに重点を置いて事業を展開していきたいのですがいかがでしょうか。それによって、そうだね、ということになれば、必要な資料を揃えて議論していく。そうやって時間をかけて進めていくという形になろうか思います。
山田委員	太田市は観光に弱いのかなと個人的に思います。足利のフラワーパークの藤の集客力はすごいですよね。ゴールデンウィークは佐野藤岡ICからの渋滞もすごいです。藤を観て佐野のアウトレットやラーメンを食べて帰っていく。足利の人は足利に寄ってこないって言います。いま足利は「通り抜け禁止足利」ってポスター作っています。太田は工業においては抜けていますが、観光的にはイマイチな気がしますよね。その中の一つとしての景観、観光につなげていく形の景観、古い街並みなども検討していただきたいと思います。
増山議長	景観は観光と密接な関係にあるのも確かだと思います。もちろんそれだけではないのも確かなのですが。おそらく8つの候補地が挙がっ

	<p>ていますが、すべて同じように進めていくのは難しいので、例えば1つのところに絞って地元と話し合いを進めてワークショップなどもやったりして取り組みながら、盛り上げていくのは、1つの地区だって大変ですよ。ですから、必要性和か緊急性とか地元の盛り上りとかを考慮して第1優先を決めた上で進めていくのがいいのかなと思いますけど、どうでしょう。</p>
事務局 (八木田係長)	<p>そうですね。これは長期に取り組んでいく計画にはなっていないと思います。景観計画をつくった時にも、エリアはボヤーンとして指定させていただきました。実際、地区を指定していくにあたっては、このままの指定はできないわけで、例えば太田駅周辺でも、指定する時には駅のロータリーと南一番街だけでエリア取りをして規制して、他のところはまた別のエリアにしていく、ということも必要になるかと思われる。それを考えると本当に時間も労力もかかるものだと考えています。そういう取り組みを始めさせていただきたいということです。いつまでも、計画で、「指定検討候補地です」というわけにはいかないと思いますので、その取り組みはきちんとさせていただかなければならないかなと思っています。</p>
間々田委員	<p>指定するにあたっては、地域のコンセンサスが一番重要だと思います。景観が重要だと考える人もいれば、企業などはこの指定されると、開発や改修などが出来なくなってしまうかもしれない、相反するものがあります。地元の人とその土地の良さを活かせることが一番ベースだと思います。ここを指定したからというわけではなくて、コミュニティの人がやりたいことが出来ることが一番重要だと思います。</p>
増山議長	<p>私も、そう思います。中村さん、どうぞ。</p>
中村委員	<p>一通り見せていただいたのですが、田園景観や住宅地景観、商業地景観と別れていて、景観を見るときに色彩のコントロールなど、一般的に皆さん物差しがあると思うのですが、同じ物差しでは測れないと思います。太田駅周辺だけでも、同じ物差しで測ることは出来ないと思います。だから、見た目ということであれば、例えば、田園だと農家の方が生産されているわけですよ。住宅地であれば、暮らし。商業地だと商売ですよ。景観も儲かってなんぼでして、お客さんが来てくれないと困るわけですよ。工業地だと効率性とか数字的な部分であるとか、流通のメリットなどが活かされればいいと思いますし、緑の景観ですと潤いとかゆとり、水辺も似たような形ですかね。眺望も考えなくてはいけないと思いますし、沿道も効率性ですとか渋滞が出てきますし、歴史・文化景観だと歴史ですよ。祭りだと文化だとか、また別の目盛りや物差しが必要なのかなと思います。</p>
増山議長	<p>景観は地域毎に違うわけですから、悪い部分は除去する部分もありますし、いいところを伸ばすことが大切だと思います。景観においては、それぞれ違った尺度があると思います。あとは、きつめの基準にするのか、緩やかなコントロールにするのか、緩急の度合いは地元の方と話し合いの中で決まっていくかなと思います。</p>
渡邊職務代理者	<p>大まかな予定としては何年間くらいで指定を考えているのですか。</p>
事務局 (八木田係長)	<p>全部やるのは想定しきらないのですが、ここ、2～3年の間に何個か指定しようかと考えています。本当にじっくりで申し訳ないです。</p>
増山議長	<p>ロードマップでも、本当に荒いロードマップですね。</p>

渡邊職務代理者	先ほどもフラワーパークの話がありましたけども、何とか地区と指定して、そこで特徴的な景観を作り上げていくのと同時に観光の話でルートが大事だと思います。場所と場所とのつながりが大事で、指定された地区以外はどうでもいいのかということそういうわけではないので、全体的な太田市としてのまとめやビジョンを考えることが必要です。ここはこれ、となってしまうと、先ほどのフラワーパークや鑿阿寺のように、スポットのみの景観になってしまいます。足利市で今問題になっているのは、スポットに観光バスが出入りするだけで、街にお金を落とすしてくれないことが問題になっています。なので、全体的なビジョンというのがないと、進みやすいと思います。
事務局 (八木田係長)	今年から第2次総合計画が始まりましたし、都市計画マスタープランで、太田市全体の工業地ですとか、太田市の全体的な流れを考えておりますので、そこを参考にしながらやっていきたいと思っています。上位の都市計画を確認しながら、それは行っていきたいと思っています。
渡邊職務代理者	並行しながらやるということではよろしいですか。
事務局 (太田部長)	まさにマスタープランや立地適正化計画、あるいは交通対策課で所管している公共交通網形成計画ですとか、そういった色々な計画が関連してまして、景観と観光というのも、交通網が無ければそこに人はいかないでしょうし、今そういった計画が動いている状況でありまして、そういったものと連携をとって景観行政も行っていくことが必要だと思います。
増山議長	ネットワークの中で自分の地区がどのような位置づけになっているのか、理解した上で説明された方が理解し易いですよね。立地適正化計画でも、駅周辺、中心拠点にかなりの都市機能が今後集約されるイメージがあるわけですよね。なので、大事なことであることは間違いないですよね。一律にどういう括りになるのか、ゾーンや範囲がコンパクトになるのか広がるのかの話は今後の話ですけどね。足利の鑿阿寺周辺の話ですけど、その重点地区を最優先で進めるという話は5～6年前からありますが、一向に区画整理の絡みで進まず、ようやくここ1年くらいでワークショップや説明会等が始まりました。ですので、数年のうちに数か所というのは凄いなと思いました。
事務局 (太田部長)	まずは、モデル地区とかを先行的にやるとか。あまり一遍に広げないほうがいいと思います。
丸橋委員	重点地区というと、駅周辺となりがちです。新しく太田市になった、尾島地区や藪塚地区も一緒に考えてほしいです。
増山議長	そうですね。太田市中心は新規に景観を作っていく代表として考える。それに対して、太田市が持っている地域の良さを保全するモデル地区とかも同時に考えたほうがいいと思います。複数あったら、是非そのような組み合わせで進めていくと望ましいかもしれません。
若林委員	観光と結びつけたとき、点を線にすることが一番理想だと思います。さっきのフラワーパークじゃないですけどね。点を線にするのであれば、各点がかなり魅力的でなければいけないと思います。冒頭に書いてある、各地区独自の特性を活かし、建築物や工作物の規制をしても、みんなが魅力を感じることが出来き、ラインが作ればいいと思う。それには、道路や駐車場の整備もある。逆に失敗した例としては、伝統的重要建造物群において、群馬県甘楽町が倉敷とか大内宿とかを目指したのですが、行政がこの指定をすると釘一本打てないという説明をすると、住民がこれは大変だと思い、非常にいい場

	<p>所なのですが未だに上手くいっていません。そのあと、桐生とか六合村とかの理解があつて群馬県の伝統的建造物になりました。41ページ真ん中の4番ですが、地区住民との協議、公聴会の開催、これによっていかに地区の人に理解を得られるか。それによって、行政が魅力ある街にできるか決まります。いい例としては富岡製糸場ですよ。富岡製糸場は突出していますが、島村にどのくらい行くか、風穴にどのくらい行くのかと考えると非常に厳しいわけです。だから、ラインにできるかどうかは、各地区の特色や観光的な要素を活かせるのかどうかという話になる。金山とか天神山古墳というのは他に東日本にはないので、結びつけられるかどうかが大事になってくる。会長も心配している、2～3年で出来るかどうか、規制するわけですから、住民を説得できるかどうか重要になってくると思います。</p>
間々田委員	<p>住んでいる人たちが育てて守っていけるかどうかですね。</p>
若林委員	<p>そのいい例が長野県の小布施とかですね。住民の努力で圧倒的な観光成功例ですよ。あれは、産業と結びつけた観光が成功していますよね。</p>
増山議長	<p>先進地としての参考事例や成功事例もありますし、我々はそれを参考にしながら研究しなくてはなりませんね。他に事業計画についてはいかがでしょうか。ご質問等よろしいですか。5番については、届出等審査部会で引き続き具体的な検討をしていくということですよ。他にはいかがでしょうか。</p> <p>他にご意見もないようですので、お諮りいたします。</p> <p>報告第2号 平成29年度景観関連事業計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
増山議長	<p>「異議なし」と認めます。よって、報告第2号については、原案のとおり承認されました。</p>
増山議長	<p>以上をもちまして、審議を終了し議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (手塚主事)	<p>増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様にも、熱意のある議論をしていただきまして大変ありがとうございました。</p>
事務局 (手塚主事)	<p>(6 その他)</p> <p>日程「第6 その他」につきましては、事務局からお願いします。</p>
事務局 (八木田係長)	<p>本年度の事業計画でありました、届出等審査部会での複合商業施設等の自家広告物の総表示面積の検討に関してですが、本年度は3回程度予定しております。</p> <p>まず、6月の終わりごろに制度について他の自治体の事例なども交えて事務局で整理したのを見て検討いただき、11月から年内中に2回目として実際に現地の状況を見て検討していただきたいです。屋外広告物なので、商業的な賑わいを出す面もありますし、そのバランスを考えて方向性を決めていただきたいと思います。そして、年が明けて年度内には3回目で、どのような条文や規制になるかを検討していただきます。</p> <p>部会員の皆さまには、その都度早めにご案内させていただきますのでよろしくをお願いします。</p> <p>また、議事録署名人の指名がありましたお二人、赤間委員と丸橋委</p>

	員。後日、お持ちしますので、ご確認をよろしくお願い致します。
事務局 (手塚主事)	最後に、委員の皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。
	(意見・質問・要望等) ※ なければ、閉会
事務局 (手塚主事)	(7 閉会) 以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。